

## 健診は受けた“後”の行動が重要です！ 特定保健指導を利用しませんか？



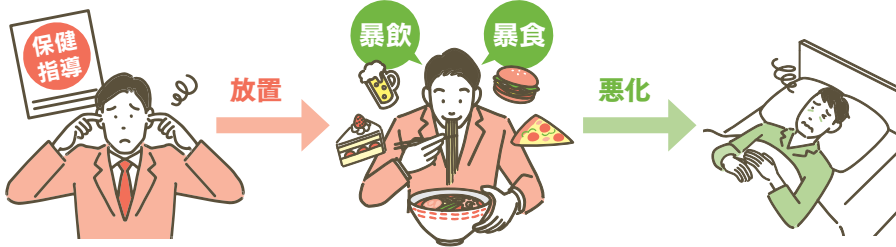
### 「特定保健指導」とは？

健診を受けた結果、メタボリックシンドロームのリスクのある40～74歳までの方を対象に行う健康サポートです。健康に関するセルフケア(自己管理)ができるように、保健師や管理栄養士などの健康づくりの専門家が無料でサポートします。



保健指導の案内が来たけど、仕事で忙しく時間もないし、  
自覚症状もないから受けなくてもいいよね？

**⚠️ 生活習慣病のリスクを放置するのは、大変危険です**



自覚症状が出てくる頃には、症状がかなり悪化している場合があります。  
自分のため、ご家族のためにも自覚症状が出る前に、生活習慣を見直しましょう。

### 事業主の皆さま 従業員の休業・退職を防ぐためお願いしたいこと

- 1 特定保健指導に該当された従業員様へ案内通知をお渡しいただき、指導を受けようお声掛けください。
- 2 健診の結果「要治療」と判定された従業員様には、必ず医療機関を受診するようお声掛けください。  
重症化する前に、身近な事業所様から声掛けしていただくことが、大変有効です。

### 保健事業の一部を外部委託しています

健診の結果、生活習慣病のリスクがある方に対して、保健師等による特定保健指導を行っています。

令和5年度は、特定保健指導の一部を「株式会社ベネフィット・ワン」「株式会社ベストライフ・プロモーション」に業務委託しています。

委託先からご本人様もしくは事業所様にご連絡させていただくことがあります。  
ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

お問い合わせ●保健グループ 018(883)1893

# 健康保険 あどた

2023

12

vol.155

職場内で  
**掲示・回覧**を  
お願いします！

### メルマガ会員募集中

健康保険の最新情報を毎月無料で  
お届けします！

登録は協会けんぽ  
ホームページから行  
うことができます！  
スマホでもOK⇒



### 協会けんぽ 秋田支部データ

令和5年7月末現在の確定値  
( )内は対前年同月比

事業所数	16,387社 (△208社)
被保険者数	193,749人 (△9,004人)
被扶養者数	102,940人 (△7,291人)
平均標準報酬月額	255,240円 (7,694円)

協会けんぽ 秋田

検索





全体の様子



加藤支部長

全国健康保険協会理事長表彰

高吉建設 株式会社	佐藤 利昭様
株式会社 米村組	松岡 千鶴子様

全国健康保険協会秋田支部長表彰

秋田海陸 株式会社	鎌田 大介様
若美電気工事 株式会社	菅原 利佳様
秋田活版印刷株式会社	高橋 弥生様
株式会社 半田工務店	森田 久美子様
大和建設 株式会社	後松 達哉様
石垣鐵工株式会社	杉本 由里子様
株式会社 SMMプレジジョン	大和 香様
有限会社 高橋鉄筋工業	高橋 美奈子様

令和5年11月17日にホテルメトロポリタン秋田で、健康保険委員として永年ご尽力いただいた方の表彰が行われました。  
受賞された皆さまに心からお祝いを申し上げます。

健康保険委員表彰が行われました

健康保険事務ご担当者様は健康保険委員にご登録ください

健康保険委員とは？

健康保険委員とは、健康保険に関する相談、健診など職場の健康づくりの推進など、事業所様と協会けんぽの橋渡しの役割を担っていただく方です。県内で2,478名(10月末現在)の方が委嘱を受けています。健康保険事務ご担当者様にとっては、今現在の業務そのものが健康保険委員の役割です。特典もたくさんありますので、ぜひご登録ください。

※健康保険委員に登録することで、義務等が発生することはありません。

お問い合わせ ● 企画総務グループ  
018(883)1841

健康保険委員について詳細はこちら



医療費のお知らせを送付します

加入者の皆様にご自身の治療等にかかった医療費等を記載した「医療費のお知らせ」を年に1回お届けしています。今年度は、令和6年1月中旬頃から1月下旬頃に事業所様宛に発送します。届きましたら、開封せずに対象の方にお渡しください。

お知らせに記載される期間

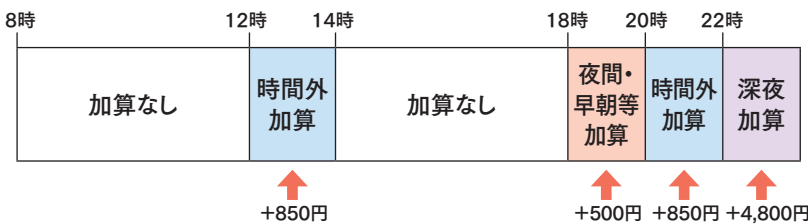
令和4年10月から令和5年8月に医療機関を受診した分

お問い合わせ ● レセプトグループ  
018(883)1892

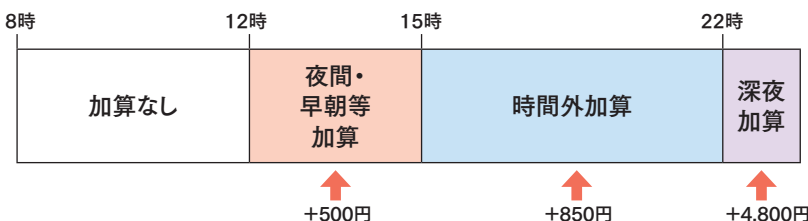
時間外受診で”損”していませんか？

休日や夜間の診療時間外に医療機関を受診すると、割増料金がかかることをご存じですか？  
「昼間は忙しいから」「夜だと空いているから」などの理由で診療時間外に受診すると、医療費がかさみ、家計の負担が大きくなってしまいます。  
緊急時以外の不要不急の時間外受診は控えましょう。

例) 診療時間8時～12時、14時～20時の診療所を平日に受診した場合



例) 診療時間8時～15時の診療所を土曜日に受診した場合



お問い合わせ ● 企画総務グループ  
018(883)1841